

同窓会会則

国立保健医療科学院同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、国立保健医療科学院同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、一般財団法人日本公衆衛生協会に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の交流と連携及び親睦を図り、国立保健医療科学院の発展と社会への貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会ホームページの運営管理
- (2) 会員の生涯学習への支援
- (3) 国立保健医療科学院への支援及び連携と協力の推進
- (4) 保健医療科学に関する研究発表会の開催
- (5) 会員相互の親睦を図るための各種事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業活動

(会員)

第5条 本会は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 国立保健医療科学院(国立公衆衛生院及び国立医療・病院管理研究所を含む)の修了生のうち、本会への入会を希望する者
- (2) 国立保健医療科学院(国立公衆衛生院、国立医療・病院管理研究所及び国立感染症研究所口腔科学部を含む)に在職する職員並びに職員であった者のうち、本会への入会を希望する者
- (3) その他本会の趣旨に賛同する者

第2章 組織

第1節 構成

(機関)

第6条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(役員構成)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 20名以上30名以内

(4) 監事 2名

第2節 役員

(会長)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、次期総会までの間、会長の職務を代行する。

(理事)

第10条 理事は、理事会を構成し、本会則及び総会の議決に基づき、本会の会務の執行に当たる。

(監事)

第11条 監事は、本会の会計を監査する。

(選任)

第12条 役員を選任は次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長を除く理事は総会において選任し、会長及び副会長は理事のうちから互選する。

(2) 理事に欠員が出たときは、会長が任命する。

(3) 監事は、理事会の同意を得て、会長が選任する。

(任期)

第13条 役員任期は2年とする。再選、重任を妨げない。なお、補欠により就任した役員任期は、前任者の残期とする。

第3節 総会

(構成及び権限)

第14条 総会は全会員で構成される本会の最高意思決定機関とする。

(招集)

第15条 総会は会長の招集により原則毎年1回開催し、会長が議長を務める。また、会長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。

(付議事項)

第16条 総会においては次の行事を行う。

(1) 会務及び会計の報告

(2) 本会則に基づく役員選任

(3) 会員の連絡・親睦を図る行事

(4) その他会長が本会の運営に必要と認めて諮る事項の審議及び決定

(議決方法)

第17条 総会の付議事項は、出席会員での投票による過半数の議決によって決する。但し、会則改正その他の重要事項については、出席会員の投票による3分の2以上の議決によって決する。

第4節 理事会

(構成と権限)

第18条 本会に、理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、第4条に規定する一切の会務の執行を決定する。

(招集)

第19条 会長は必要に応じ理事会を招集し、議長を務める。

(会務等の報告)

第20条 理事会は毎年1回会務及び会計についてとりまとめ、総会に報告しなければならない。

(議決方法)

第21条 理事会の議決は、過半数の議決をもって決する。議決権は、書面によって行使することができる。賛否同数の場合は議長がこれを決する。但し、会長の認める重要事項を決するときは、3分の2以上の議決をもって決する。

第5節 運営

(国立保健医療科学院からの助言・支援)

第22条 本会の事業を円滑に実施するため、国立保健医療科学院に対し、助言・支援を求めることができる。

(会計担当及び書記)

第23条 会長は理事のうちから、会計の管理を行う者(会計担当)並びに会議の議事録の作成及び保存を行う者(書記)をそれぞれ若干名明らかにしなければならない。

2 前項の規定に基づき会計の管理を行うことになった者(会計担当)は、本会の会計を管理し、最低毎年1回理事会に報告しなければならない。

3 会議の議事録の作成、保存を行うことになった者(書記)は、総会及び理事会その他必要な会議の議事を記録し、保存しなければならない。

4 会計の管理に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別にこれを定める。

第3章 経費と会計

(会計・返還請求)

第24条 本会の会計は、会費、寄附金その他の収入による。

2 一端本会の収入にあげた会費その他は、返還請求できないものとする。

(会費納入・会員登録・退会)

第25条 入会時に会費として、金1,000円納入することにより会員として登録される。

2 会員は、任意に退会することができる。

3 会員は、死亡又は解散したときには、退会したものとみなす。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 解 散

(解散)

第27条 本会は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第28条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を経て、一般財団法人日本公衆衛生協会に寄附するものとする。

第5章 補 則

(顧問)

第29条 本会に、本会又は国立保健医療科学院に功労のあったと認める者又は功労が期待できると認める者の中から、理事会の推薦により顧問を置くことができる。

(部会活動)

第30条 本会に、会員による自主的な活動組織として部会を、理事会の承認を得て、置くことができる。

2 本会の目的に反しない限り、部会の活動内容は制限されない。

附 則

第1条 本会則は、平成19年3月24日より施行する。

第2条 本会設立当初の会長、副会長、理事、監事は第12条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

会長 大井田 隆

副会長 長谷川 幸子、副会長 平田 強、副会長 佐藤 加代子

理事 角野 文彦、理事 宮里 和子、理事 秋葉 道宏、理事 笥 淳夫、

理事 阿部 絹子、理事 内田 智久、理事 緒方 裕光、理事 川島 英樹、

理事 國包 章一、理事 迫 義知、理事 岡山 健二、理事 白石 浩隆、

理事 曾根 智史、理事 寺田 勇人、理事 土井 徹、理事 西川 正子、

理事 福島 富士子、理事 古屋 好美、理事 村井 やす子、理事 山口 亨、

理事 住友 眞佐美、理事 加藤 恵子、理事 松本 良二、理事 塚下 和彦、

監事 茂木 紀幸

第3条 本会設立当初の会計年度は第26条の規定にかかわらず、本会設立の日から翌年3月31日までとする。

第4条 本会則は、平成26年4月1日より施行する。